

六甲山の活性化促進に係る補助要綱

令和2年7月16日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、六甲山「賑わい創出事業」募集要領若しくは六甲山「都市型創造産業振興事業」募集要領に基づき指定した、山上の遊休施設等の利活用や施設の新築による山上の活性化促進に繋がる事業を実施する事業者に対して、その経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

2 第3条に定める補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業（以下、「補助事業」という。）は、六甲山「賑わい創出事業」募集要領に基づき、神戸市から候補事業として選定された事業（以下、「賑わい創出事業」という。）若しくは六甲山「都市型創造産業振興事業」募集要領に基づき、神戸市から候補事業として選定された事業（以下、「都市型創造産業振興事業」という。）とし、当該補助事業等の内容、補助金額等に関しては、「賑わい創出事業」にあつては別表1、「都市型創造産業振興事業」にあつては別表2に掲げるとおりとする。

2 前項にかかわらず、国又は地方公共団体等による他の補助金等を受ける場合にあつては、事業費のうち他の補助金等の対象と重複する部分については補助金の対象としない。

(交付申請)

第3条 神戸市から候補事業に選定された旨の通知を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「指定事業者」という。）は、別に定める「補助金交付申請書（様式第1号）」及び添付書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めるときは、当該事業を「補助金交付予定事業」として補助金の交付の決定を行い、別に定める「補助金交付決定通知書（様式第2号）」により当該指定事業者へ通知する。

(事業の変更等)

第5条 指定事業者は、交付決定を受けた当該申請の内容を変更又は中止しようとする場合には、「交付決定事業計画変更（中止）届出書（様式第3号）」を市長に提出しなければならない。その場合、変更（中止）前の交付決定は効力を失い、変更の場合は再度交付決定の審査を行うものとする。

(実績報告)

第6条 指定事業者は、補助事業が完了若しくは中止した日の翌日または市の会計年度の末日のいずれか早い日から起算して10日以内に「実績報告書（様式第4号）」を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により提出された実績報告を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容や条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金確定通知書（様式第5号）」により当該指定事業者へ通知し、当該金額を交付するものとする。ただし、第4条の規定による交付決定の金額と同額の場合は通知を省略することができる。

(補助金交付決定の取消及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるとし、指定事業等補助金交付決定取消又は返還命令通知書(様式第6号)により当該指定事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 事業内容の変更により補助要件に該当しなくなったとき。
- (5) その他指定事業者の責に帰すべき事由等により補助事業を中止したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該指定事業者は返還に応じなければならない。

(遅延利息)

第9条 前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに返還しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を市長に納付しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日以前に「賑わい創出事業」若しくは「都市型創造産業振興事業」に選定された事業への補助については、従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係)

補助事業名	六甲山「賑わい創出事業」補助事業
補助事業の対象経費	六甲山上において、新たに 10 年以上にわたり不特定多数の利用が可能な観光関連施設(ホテル、ゲストハウス、レストラン等、以下「賑わい施設」という。)を新築する場合、遊休施設等を賑わい施設として利活用する場合、また費用面等が課題でやむを得ず放置され、六甲山の景観を著しく阻害している物件に対して、所有者自身が解体・除却を行う場合において、指定事業者が実施する事業の具体化に係る経費のうち、市長が必要かつ適切と認める金額。
対象要件	<p>①対象建築物の供用開始後、10 年以上にわたり対象物件を下記の用途に活用すること。 (用途例) 宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動拠点、文化施設、その他市長が認める用途</p> <p>※保養所、個人山荘など、特定の利用者を対象とする用途は対象外。 ※施設において、特定の個人や団体等が利用する区画は対象外。 ※宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動を行う施設は対象外。</p> <p>②昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物を改修して利活用する場合、耐震改修を実施するか、耐震診断基準に適合していることを確認すること。</p>
新築支援事業	<p>対象事業費 最大4,500万円/件 補助率 最大1/2以内 補助金額 最大2,250万円/件</p>
建替支援事業	<p>対象事業費 最大 4,500 万円/件 補助率 最大 1/2 以内 補助金額 最大2,250万円/件</p> <p>※解体支援事業と併用可能。 (併用した場合の補助金額は、最大2,500万円万円/件)</p> <p>※国費要件を具備する場合は、国費を財源として充てる。 ※国費補助：社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)</p> <p>国費要件</p> <p>①対象建築物の延べ床面積が 1,000 m²以上 ② 3 階以上 ③災害時に重要な機能を果たす建築物、又は災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 ④昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物 ⑤その他、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業)、兵庫県が定める兵庫県県土整備部補助金交付要綱及び、神戸市補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>

<p>改修支援事業 (耐震改修を含む)</p>	<p>対象事業費 最大4,050万円/件 (内装・設備改修：3,300万円、耐震改修：750万円) 補助率 最大1/3以内 補助金額 最大1,350万円/件 ※国費要件を具備する場合は、国費を財源として充てる。 ※国費補助：社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業) 国費要件 ①申請時に居住者又は利用者がおらず、今後も従来の用途に供される予定の無い建築物 ②昭和56年5月31日以前に着工した建築物については、耐震診断を実施し、耐震性が確保されていない場合は、改修により確保し、耐震性が認められた旨を証明する資料の提出を要する。 ③改修後、10年間は要件に合致した用に供すること。 ④事業収支について、大幅な利益が出るものについては認められない。 ⑤事業提案施設内に、コミュニティスペース等の地域交流拠点となる空間を整備し、運営すること。</p>
<p>解体支援事業</p>	<p>補助金額 最大250万円/件 ※建替支援事業と併用可能。 ※六甲山「都市型創造産業振興事業」補助事業の解体支援事業との併用は不可。</p>

別表 2 (第 2 条関係)

補助事業名	六甲山「都市型創造産業振興事業」補助事業
補助事業の対象経費	「六甲山における都市型創造産業に資する事業者認定基準」に基づく認定を受けた事業者として、当該認定にかかる事業を新たに実施するために遊休施設等を当該認定にかかる用途で 10 年以上にわたり利活用する場合、あるいは当該認定に係る用途で利活用するにあたり費用面等が課題でやむを得ず放置され六甲山の景観を著しく阻害している物件に対して所有者自身が解体・除却を行う場合において、指定事業者が実施する事業の具体化に係る経費のうち、市長が必要かつ適切と認める金額。
対象要件	①「六甲山における都市型創造産業に資する事業者認定基準」に基づき認定を受けた事業者として、当該認定にかかる事業を新たに実施するために対象物件を当該認定にかかる用途で 10 年以上にわたり使用すること。 ※宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動を行う施設は対象外。 ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物を改修して利活用する場合、耐震性能の有無を確認し、必要な耐震補強工事を実施すること。
建替支援事業	対象事業費 最大 4,500 万円/件 補助率 最大 1/2 以内 補助金額 最大 2,250 万円/件 ※解体支援事業と併用可能。 (併用した場合の補助金額は、最大 2,500 万円/件)
改修支援事業 (耐震改修を含む)	対象事業費 最大 4,050 万円/件 (内装・設備改修: 3,300 万円、耐震改修: 750 万円) 補助率 最大 1/3 以内 補助金額 最大 1,350 万円/件
解体支援事業	補助金額 最大 250 万円/件 ※建替支援事業と併用可能。 ※六甲山「賑わい創出事業」補助事業の解体支援事業との併用は不可。